

生活衛生同業組合の経営特別相談員等の経営指導を受けている方へ

生活衛生改善貸付の拡充のご案内

平成23年補正予算の成立を受け、5月23日から生活衛生改善貸付の融資限度額や金利の融資条件が拡充されました！！

【生活衛生改善貸付の拡充の概要】

ご融資額	設備資金	運転資金
ご融資限度額	1,500万円+別枠1,000万円	
ご返済期間 (うち据置期間)	10年以内(2年以内)	7年以内(1年以内)
お借入金利	融資後3年以内 : 特別利率F-0.9% (限度額1,000万円) 融資後4年目以降 : 特別利率F	

ご利用いただける方	生活衛生改善貸付をご利用いただける方であって、次のアおよびイのいずれにも該当する方	
	ア	①東日本大震災により直接被害を受けた方(*) ②原子力発電所の事故に関する警戒区域等に事業所を有する方
	間接被害者	直接被害者と一定以上の取引がある方(*)
	イ	生活衛生同業組合等が策定する「生活衛生関係営業者再建支援方針」に沿って事業を行う方
(*) 被害証明書等が必要となります。		
ご利用の手続き		

※ 審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。
 ※ くわしくは、生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターまたは日本政策金融公庫の最寄りの支店(国民生活事業)にお気軽にご相談ください。

JFC 日本政策金融公庫
国民生活事業

事業資金相談ダイヤル
(行こうよ! 公庫)
0120-154-505

